

皆野町中小企業振興資金 信用保証料の補助制度について

皆野町では、中小企業振興資金の融資を受けた事業者に対して、一定の条件を満たす場合に、埼玉県信用保証協会に対して支払った信用保証料の一部を補助しています。

1 補助要件

- 令和2年4月8日から令和2年12月31日までの間に、皆野町中小企業振興資金の融資を受けた方
- 埼玉県信用保証協会の保証料率が0.6%を超え、かつ、一括支払いした方
- 皆野町税に滞納が無い方

2 申請方法

融資実行日から3か月以内に、次の書類を提出してください。

- ①皆野町中小企業融資制度資金信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- ②別紙 補助金交付申請
- ③信用保証料決定のお知らせ（写し）
- ④皆野町中小企業融資制度資金信用保証料補助金請求書（様式第3号）

3 提出先

皆野町役場 産業観光課（皆野町大字皆野 1420-1）

4 補助金の計算方法

次の条件で融資を受けた場合、保証料率が0.6%と仮定した場合の保証料と、実際に支払った保証料の差額を補助金として交付します。

例) 融資金額 1000万円
融資期間 5年間（据置無し）
保証料率 1.15%

実際に支払った保証料 316,250円

保証料率0.6%と仮定した場合の保証料 165,000円

316,250円－165,000円＝補助金額 151,200円（百円未満切り捨て）

5 お問い合わせ

皆野町役場 産業観光課 商工観光担当 ☎0494-62-1462